特定非営利活動法人　日本カンボジア交流協会　定款

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　日本カンボジア交流協会という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を　東京都文京区湯島３丁目２８番地１８号アド・ホームズ１０５号室に置く。

（目的）

第３条　この法人は、カンボジア王国の障害者、孤児および貧困に苦しむ人々に対して、福祉・教育・医療・文化・職業等及びそれに付随する協力事業を行い、カンボジア王国の復興およびカンボジア国民の自立を図り、もって不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、教育、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）災害救援活動

（３）文化の国際協力の活動

（４）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

（１）身体障害者職業センターの設置、運営

（２）訓練生の職業訓練活動と就労促進活動

（３）孤児の養育活動支援（キッズ・サポート）

（４）会員情報誌及び対外的広報誌の刊行

（５）カンボジア理解のためのスタディーツアー、ボランティア派遣活動

（６）カンボジア理解のためのセミナー、活動報告会の実施

（７）カンボジア国内福祉活動団体との交流

（８）学校校舎建設支援・福祉工場の建設支援

第２章　　会　　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の１種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

（入会）

第７条　この法人の正会員として入会しようとする者は別に定める入会申込書により、理事長に提出するものとする。

２　理事長は、前項の申し込みがあった場合、その者が第３条に定める本法人の目的に

賛同し、第４条から第５条に定める活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がないかぎり入会を認めなければならない。

３　理事長は、第１項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条　正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会届けを出したとき。

（２）本人が死亡し若しくは失踪宣言を受け、または正会員である団体が消滅した場合

（３）継続して１年以上会費を滞納した場合。

（４）除名された時。

（退会）

第10条　正会員は、別に定める退会届けを提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

（１）定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した会費、そのほかの拠出金品は、返還しない。

第３章　役　員

（種別および定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３人以上１３人以内

（２）監事　１人

２　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事および監事は、総会において選任する。

２　理事長および副理事長は、理事会において互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表してその業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務、又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）

第16条　役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、前任者、又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任または任期満了後においても、第13条に定める最少の役員数を欠く場合は後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められる時

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会　議

（種別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更
（２）解散及び合併
（３）事業計画及び収支予算決定、並びにその変更
（４）事業報告及び収支決算の承認
（５）役員の選任、又は解任、職務
（６）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年１回毎事業年度終了後３ヵ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次のいずれかに掲げる場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）監事が第15条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条　総会は前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合は会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、正会員の３分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

３　総会の議決事項について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会での表決権等）

第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもってすることができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

（議事録の作成）

第29条　総会の議事については、議長において議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及びその会議に出席した会員のなかからその会議において選任された議事録署名人２人以上が、署名押印をしなければならない。

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）総会の議決した事項の執行に関する事項

（２）総会に付議すべき事項

（３）事務局の組織および運営

（４）その他運営に関する重要事項

（５）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めた時

（２）理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった時

（理事会の招集）

第33条　理事会は理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の場合にはその日から２０日以内に理事会を招集しなければならない

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各議事の表決権は、平等なるものとする。

２　止むを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時および場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記する

こと）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人２人以上が、署名押印をしなければならない。

第５章　資　産

（構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（管理）

第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第40条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第６章　会　計

（事業年度）

第41条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第43条　前条の規定に関わらず、止むを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

（予備費）

第44条　予算超過、又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費をもうけることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第45条　予算成立後に止むを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加、又は更正をすることができる。

（特別会計）

第46条　この法人は特別会計を設けることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、且つ法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

（６）所轄庁による設立認証の取り消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上が出席した総会において承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第51条　この法人が解散した時は、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した時に残存する財産は、総会において出席した正会員の２分の１以上の議決を経て選定された、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の３分の２以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　　公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第９章　　事　務　局

（事務局の設置）

第55条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第56条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第57条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章　　雑　　則

（細則）

第58条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から初回の総会開催日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から、平成12年３月31日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

月会費　１，０００円

別　表　　設立当初の役員

理 事 長	山田二三雄
副理事長	加藤　博臣
理　　事	阿部博幸、山口　優、金子恭男、佐々木功、山田明美、峰尾公喜、大槻初江、中島通子、小沼康夫、財津進介、大庭百合子、小野光秦、藤城勝治、根岸恒次、
監　　事	小谷野幹雄